

忍野村告示第2号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び
特定工場等において発生する振動の規制基準

平成24年1月5日

忍野村長 天野 康 則

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を、同法第4条第1項の規定により特定工場等において発生する振動の規制基準をそれぞれ次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

一 指定地域の範囲

別表に掲げるとおりとする。

二 規制基準

特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、学校教育法(昭和23年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、同表に掲げる当該値から5デジベルを減じた値とする。

区域の区分 \ 時間の区分	昼間	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第一種区域	60デジベル	55デジベル
第二種区域	65デジベル	60デジベル

別表

区域の区分	規制地域
第一種区域	忍草の一部、内野の一部
第二種区域	忍草の一部

経過措置

この告示の施行の際現に設置されている特定工場等(設置の工事をしているものを含む。)であって、この告示の規定による規制基準値が、「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正(平成24年1月5日忍野村告示第2号)」による改正前の「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準」(昭和54年山梨県告示第100号。以下「旧山梨県告示」とする。)において平成24年3月31日まで規定していた規制基準値未滿となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、旧山梨県告示の例による。